

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长	令和2年7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町66	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社アースカーゴ 代表 西畠圭策
	電話 075 - 661 - 1000

主たる業種	運輸業						細分類番号	4 4 1 1
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで							
基本方針	環境マネジメントシステムの推進により、燃料効率《対純売上比》3%を目指す。							
計画を推進するための体制	環境マネジメントシステムの推進体制に順ずる。							
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,987.1 トン	2,996.8 トン	3,016.1 トン	2,863.4 トン	-1.0	バーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,976.0 トン	2,972.1 トン	2,971.1 トン	2,863.4 トン	-1.4	バーセント	
実績に対する自己評価		昨年ほどの暑さではなくエアコンの使用が抑えられたため排出量が減少している。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	営業車両	事業活動に伴う排出の量 (トンキロ/100)	1.79	2.15	1.21	1.14	-16.20	バーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )						バーセント
実績に対する自己評価		30年度内に期間限定で大量輸送の仕事があったが積み合せの増加など配車努力により減少となった。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
		88.0 パーセント	88.0 パーセント	88.0 パーセント	88.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度		省エネ運転の奨励・アイドリングストップ・合積輸送の増					
	(30)年度		省エネ運転の奨励・アイドリングストップ・合積輸送の増					
	(31)年度		省エネ運転の奨励・アイドリングストップ・合積輸送の増					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		特別な措置はありません					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		公共交通機関の駅が遠く不便であり、さらに深夜・早朝の出勤・退勤が多く、自転車・バイク・自動車の使用が必要であるため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		16.5 トン	30.0 トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン			
	合計		24.8 トン	45.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	太陽光発電で得た電力を関西電力に売電しています。							
特記事項	平成29年1月1日 代表取締役社長 西畠義昭 より 代表取締役社長 西畠圭策に変更。 太陽光発電導入。							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

## 要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区西九条東島町63-1	令和2年10月12日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) エムケイ株式会社 代表取締役 青木信明 電話 075-555-3186
--	---

主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業						細分類番号	4 3 2 1
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	
計画期間	平成29年4月から令和2年3月まで							
基本方針	エネルギー消費効率の改善に関する取組により、CO <sub>2</sub> 排出量の削減を目指す。							
計画を推進するための体制	営業本部・管理本部を中心として実施計画の策定、進捗管理方法を構築する。							
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	16,840.7 トン	15,584.8 トン	14,177.2 トン	13,184.8 トン	-15.0	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	19,027.9 トン	15,584.8 トン	14,177.2 トン	13,184.8 トン	-24.8	パーセント	
実績に対する自己評価		エコカーの割合を増やすことで、3年間について基準年度より削減できた						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	輸送車両	事業活動に伴う排出の量 (実車走行万キロ)	4.21	4.01	4.07	3.60	-7.52	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )						パーセント
実績に対する自己評価		エコカーの割合を増やすことで、3年間について基準年度より削減できた						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
		80.0 パーセント	80.0 パーセント	80.0 パーセント	80.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度		エコカーの割合を増やす					
	(30)年度		エコカーの割合をさらに増やす					
	(31)年度		エコカーの割合をさらに増やす					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		営業所に隣接する社員寮・社宅を新規に設ける、公共交通機関で通勤できる勤務体系を増やす					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		従業員の利便性や働き方改革も考慮した措置をとる					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動								
特記事項								

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

## 要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长		令和2年9月18日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区太秦下刑部町12番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市交通局 京都市公営企業管理者 交通局長 山本 耕治 電話 075-863-5031					
主たる業種	鉄道業(地下鉄事業)及び道路旅客運送業(一般乗合旅客自動車運送業)				細分類番号 4 2 1 3		
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	環境に優しい公共交通機関である市バス・地下鉄の利用を促進し、自動車交通(マイカー)を中心社会からの転換を図るとともに、ハイブリットバス及びアイドリングストップバス等環境に優しい車両の導入や、バスの走行環境改善、職員への啓発、設備機械等の更新時に省エネ仕様のものを採用するなどハード・ソフトの画面からの対策を講じ温室効果ガス排出量の削減に取り組む。						
計画を推進するための体制	市長を本部長とした組織である「京都市1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部」における各部会の構成員(各部門に1人)を中心に、実施状況及び進捗状況を管理する。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出量	基準年度(26~28)年度	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出量	89,821.2トン	89,397.5トン	89,812.8トン	90,626.6トン	0.1 パーセント	
	評価の対象となる排出量	88,762.3トン	89,397.5トン	89,812.8トン	90,626.6トン	1.3 パーセント	
	実績に対する自己評価	市バスの混雑対策として増車・増便等により温室効果ガスの排出量は増加傾向にあるが、輸送人員で割り戻した「原単位当たりの温室効果ガス排出量」は順調に減少しており、市バスにおける低公害車両の導入率や、地下鉄における車両及び駅照明のLED化の推進等の取組が功を奏しているものと考えられる。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(28)年度	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	増減率
	交通事業	事業活動に伴う排出量 (排出量/1日平均旅客数(百人))	12.12	11.84	11.80	11.97	-2.06 パーセント
		事業活動に伴う排出量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	マイカーから公共交通への転換が図られることにより、総合的な温室効果ガス排出量の削減に繋げた。					
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度(28)年度	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	備考
			123.0 パーセント	123.0 パーセント	123.0 パーセント	123.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度		低公害車両の導入、バスの走行環境の改善、エコドライブの啓発、節電の取組、空調等の機器の適正な運転、公共交通利用促進に努めた。				
	(30)年度		低公害車両の導入、バスの走行環境の改善、エコドライブの啓発、節電の取組、空調等の機器の適正な運転、公共交通利用促進に努めた。				
	(31)年度		低公害車両の導入、バスの走行環境の改善、エコドライブの啓発、節電の取組、空調等の機器の適正な運転、公共交通利用促進に努めた。				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		①マイカー通勤を原則禁止するとともに、毎月16日をノーマイカーデーとして公用車の使用を控える②平成26年度から本庁舎に駐輪場を設置し、自転車を通勤手段として利用できるようにした				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		既に多くの職員へ浸透しております、一定の効果があると考えられる。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
	地域産木材の利用によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
	合計		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通局では、マイカーから公共交通への利用転換を促すため、環境定期券制度の導入で土・日のマイカー抑制に努めていることをはじめ、市バス「ecoオサマー」や市バス・地下鉄乗継割引等、様々な料金施策を実施している。</li> <li>PTPS(北大路BT~九条車庫前、北大路BT~京都市役所前)の活用や、京都府警及び関係機関と連携し違法駐車への啓発等の市バスの走行環境改善に向けた様々な取組を行っている。</li> </ul>						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人1kmあたりの輸送に排出する二酸化炭素の排出量は、バスが67、鉄道が20、自家用乗用車が141となっており、バスは自動車に比べて約2分の1、鉄道は約7分の1となっている。(国土交通省資料より)</li> </ul>						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区嵯峨明星町1番地の1		令和2年7月28日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都バス株式会社 代表取締役 吉本 直樹 電話 075-871-7521					
主たる業種	道路旅客運送業(一般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送業) <input type="text"/> 細分類番号 4 3 1 1						
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	環境保全や資源の保護に配慮した日常行動を通じて地域社会に貢献する						
計画を推進するための体制	取締役社長を統括者、管理部長を環境責任者、各課課長をエコリーダーと定め自主基準による目標を設定・環境改善計画を構築し活動する。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,637.1 トン	4,607.3 トン	4,114.7 トン	4,153.6 トン	-7.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,623.6 トン	4,279.3 トン	3,786.7 トン	3,825.6 トン	-14.3 パーセント	
実績に対する自己評価 基準年度の排出量に比べて減少傾向にあり、今後も排出量削減に取り組む							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	営業所	事業活動に伴う排出の量 (燃料消費率×100)	16.08	16.45	15.08	14.99	-3.57 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価 車両の代替を計画的に実施し、燃料消費率を向上させる。							
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		133.0 パーセント	133.0 パーセント	133.0 パーセント	125.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度 最新の排ガス規制に適合した車両への代替を実施した						
	(30)年度 最新の排ガス規制に適合した車両への代替を実施した						
	(31)年度 最新の排ガス規制に適合した車両への代替を実施した						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月16日は事務職員を対象にノーマイカーデーを実施している					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	特別な事情による場合を除き、ほぼ実施できた。今後も従業員の協力をもと実施を継続していく。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項	交通エコロジーモビリティ財団による「グリーン経営」認証を取得し、更新を実施している。 31年度超過削減量328トンを差引致します						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市天王寺区上本町6-1-55	2020年7月29日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 近畿日本鉄道株式会社 代表取締役社長 都司 尚 電話 06-6775-3357
---	---

主たる業種	鉄道業						細分類番号	4 2 1 1
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ							
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで							
基本方針	平成26年度から平成28年度の平均の排出量を基準に、平成29年度以降の温室効果ガス排出量を毎年度1%以上削減する。							
計画を推進するための体制	役員をメンバーとする環境対策委員会において、平成26年度から平成28年度の平均の排出量を基準年度とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。							
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量	16,600.5 トン	16,520.9 トン	16,448.4 トン	16,416.7 トン	-2.1 パーセント		
	評価の対象となる排出の量	6,534.2 トン	6,416.9 トン	6,344.4 トン	6,309.8 トン	-2.7 パーセント		
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	運転用電力は前年比0.1%減とわずかに減少したが、駅舎やホームへのLED照明導入を実施したこともあり、付帯電力は前年比2.9%減少し、全体で0.5%減少した。						
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	鉄道	事業活動に伴う排出の量 (客車走行キロ/100万)	23.02	22.73	22.55	22.21	-2.27 パーセント	
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント	
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	客車走行キロは前年比1.0%増であった。9月の気温が前年に比べかなり高かったが、冬季が前年より暖かかったため運転用電力は前年比0.1%減であった。(上期0.4%増、下期0.6%減)						
	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考			
150.0 パーセント	150.0 パーセント	150.0 パーセント	200.0 パーセント					
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	駅舎やホームにLED照明の導入を実施した。						
	(30)年度	駅舎やホームにLED照明の導入を実施した。						
	(31)年度	駅舎やホームにLED照明の導入を実施した。						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	通勤には自社線または公共交通機関を利用する。						
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	措置は適正に実施されている。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン				
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン				
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	駅に分別ごみ箱を設置し、廃棄物の削減及びリサイクルにつとめている。							
特記事項	第二計画期間の超過削減量314.9tを、第三計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。 平成29年度～平成30年度に各104t、令和元年度に106.9t。							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市中央区大手前1丁目7番31号(OMMビル)		令和2年6月30日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京阪電気鉄道株式会社 代表取締役社長 中野道夫 電話06-6944-2521					
主たる業種	普通鉄道 細分類番号 4 2 1 1						
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成29年4月から令和2年3月まで						
基本方針	鉄道電力における総合原単位を基準年度より、毎年1%ずつの削減を目指す。						
計画を推進するための体制	京阪環境マネジメントシステムに基づく鉄道電力削減PRJにより、エネルギーの効率化の改善計画並びに使用エネルギー削減計画の推進及び適正な電力管理を実施する。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	27,594.2トン	23,038.7トン	27,893.4トン	27,891.8トン	-4.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	27,632.9トン	21,432.6トン	26,287.3トン	26,285.7トン	-10.7 パーセント	
実績に対する自己評価 鉄道電力削減PRJの各種取組の他、鉄道設備のLED化の推進、節電の取組(駅の電照看板の非電照化、LED化)を進めた。							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	鉄道業	事業活動に伴う排出の量 (車両走行料/100,000)	30.61	25.44	30.71	30.49	-5.65 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価 平成29年3月31日現在704両中687両が回生ブレーキ車両になっており省エネルギー化を進めています。							
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		87.0 パーセント	87.0 パーセント	87.0 パーセント	78.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度		アルミ合金を用いた軽量化車体、電力を効率よく利用するインバータ制御や回生ブレーキを取り入れた省エネルギー車両の導入を進めている。				
	(30)年度		省エネ車両の導入や鉄道設備のLED化の推進などさまざまな取り組みにより省エネルギー化を促進しています。				
	(31)年度		「鉄道電力削減プロジェクト」を2003年に設置し2018年度の鉄道電力は、プロジェクトがスタートした2003年度との比較で約14%減少しています。				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		毎月20日をノーマイカーデーとし、実施率100%を目標とする。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		各会議体で本取組みを指導し、全社員が趣旨を理解しているが通勤の時間帯や個人的事情により目標を達成できなかつた。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
	合計		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	2019年1月に開業した京阪グループのホテル「THE THOUSAND KYOUTO」では、環境や地域への配慮・貢献の観点から、太陽光発電による自然エネルギーを採用し、京都の豊富な水脈を活かした井水活用など、環境負荷を考慮した高度なエネルギー・マネジメントシステムを導入している。						
特記事項	第二期計画期からの超過削減量 4818.4トンを本計画期間に繰越し、平成29年度から3ヵ年にわたり1606.1ずつ差引を行う。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长	2020年7月21日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区東九条南石田町5番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京阪バス株式会社 取締役社長 鈴木一也 電話 075-682-2310

主たる業種	道路運送事業	細分類番号	4 3 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年 4月から平成32年 3月まで						
基本方針	エネルギー消費率の改善・廃棄物排出量の削減・自社環境マネジメントシステムに基づきCO2排出量の1%削減を目指す。						
計画を推進するための体制	総務人事部を環境事務局とする京阪バスグループ環境マネジメントシステム						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,562.9 トン	6,389.9 トン	6,611.6 トン	6,977.9 トン	1.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,196.4 トン	5,877.5 トン	6,099.1 トン	6,465.4 トン	-0.8 パーセント	
実績に対する自己評価 エネルギー消費の改善策を検討し、より効率的な事業運営に努めている。路線再編により走行距離が減少したため排出量も減少した。							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (走行距離/10,000)	10.12	10.43	10.37	10.22	2.17 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価 高速線の廃止等により、燃費が悪化したため原単位あたりの排出量は増加した							
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度 エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指した。						
	(30)年度 エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指した。						
	(31)年度 エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指した。						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	本社事務所において、毎月16日の京都市ノーマイカーデー、第4木曜日の独自のノーマイカーデーを実施している。この取り組みによりエコ通勤事業所の認定を受けている。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	月2回のノーマイカーデーを実施していることにより、エコ通勤事業所の認定を受けているので、引き続きノーマイカーデーを継続して社員意識の啓発に努めていきたい。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	低燃費車、アイドリングストップ装置装着車などを導入し、窒素酸化物や粒子状物質の排出量削減に努めている。						
特記事項	社外の環境セミナー等へ積極的に参加するとともに、環境マネジメントシステムにより社員の意識改革を啓発している。第二計画期間の超過削減量1,537.4トンのうち「H29年は512.4トン、H30年は512.5トン、H31年は512.5トン。」を排出量から差し引いている。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

## 要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地	2020年 9月 14日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 佐川急便株式会社 代表取締役 本村正秀 電話 075 - 691 - 6500
---	--

主たる業種	貨物自動車運送事業						細分類番号	4 4 1 2
事業者の区分	□ ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 □ イ又はウ □ エ							
計画期間	平成29年4月から令和2年3月まで							
基本方針	社会と自然との共生を図りつつ、地球環境に配慮した事業活動を推進し、自主的で継続的な環境経営に取り組む。							
計画を推進するための体制	「環境理念・環境方針」のもと、事業活動全体でのCO2排出量削減をはじめ、国や自治体、企業と協働することで、より実効性の高い環境負荷低減に取り組む。							
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量	3,346.5 トン	3,458.6 トン	3,132.4 トン	3,174.7 トン	-2.7 パーセント		
	評価の対象となる排出の量	3,362.8 トン	3,236.6 トン	2,910.4 トン	2,950.8 トン	-9.8 パーセント		
	実績に対する自己評価	エコ安全ドライブを推進し燃費向上を図ることで温室効果ガスの排出抑制に繋がった。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率	
	営業所	事業活動に伴う排出の量 (車両台数)	13.12	11.93	10.65	10.99	-14.71 パーセント	
		事業活動に伴う排出の量 ( )						パーセント
	実績に対する自己評価	エコ安全ドライブを推進し燃費向上を図ることで温室効果ガスの排出抑制に繋がった。						
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考	
			90.0 パーセント	90.0 パーセント	90.0 パーセント	90.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29) 年度		新型車両の導入、エコドライブの推進、屋内の空調管理、蛍光灯の間引き・LED化					
	(30) 年度		新型車両の導入、エコドライブの推進、屋内の空調管理、蛍光灯の間引き・LED化					
	(31) 年度		新型車両の導入、エコドライブの推進、屋内の空調管理、蛍光灯の間引き・LED化					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		適切な人員配置					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		公共交通機関の利用を推進した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都市都心部を中心に環境にやさしいCNG車及びハイブリッド車での集配を行っております。また、地域の小学校や幼稚園に出向き交通安全教室に合わせ環境授業を行っています。							
特記事項	第二計画期間の超過削減量「667.9トン」のうち、第三計画期間の第3年度分として「223.9トン」を差し引きする。							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽仏現寺町1番地		令和2年10月2日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 帝産京都自動車株式会社 代表取締役社長 難波 潔 電話 075-691-8161					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送業					細分類番号 4 3 2 1	
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成29年4月から平成32年3月までの期間において、 基準年度より温室ガス排出量を4.7%削減する。						
計画を推進するための体制	日々の出庫点検において、運行管理者を中心として、アイドリングストップの呼びかけ・指導とエコドライブの推進を徹底する。また、順次低燃費車両への入れ替えを行う。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	2,268.7 トン	2,180.0 トン	1,963.6 トン	1,967.5 トン	-10.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,241.4 トン	2,180.0 トン	1,963.6 トン	1,967.5 トン	-9.1 パーセント	
実績に対する自己評価		アイドリングストップ等のエコ運転実施の呼びかけを積極的に呼びかけた。 また、低燃費車両への入れ替えにより削減に繋がった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (車両走行キロ×1/10000)	3.41	3.47	3.12	3.50	-1.37 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		アイドリングストップ等のエコ運転実施の呼びかけを積極的に呼びかけた。 また、低燃費車両への入れ替えにより削減に繋がった。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		80.0 パーセント	80.0 パーセント	44.0 パーセント	44.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度		営業車及び機器の適正な運転管理に努める。				
	(30)年度		営業車及び機器の適正な運転管理に努める。				
	(31)年度		営業車及び機器の適正な運転管理に努める。				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		管理部門の社員には電車・バス等の交通機関の利用をすすめる。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		車通勤を電車・バス等通勤に一部変更。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	地域産木材の利用によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	紙ごみ等の排出量の削減について、年度開始月より全体朝礼で周知徹底を行った。 個々社員のITスキルの向上、紙データを電子データへ変更する等実施している。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长		令和2年7月17日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 金子 慎 電話050-3772-3910					
主たる業種	鉄道業(普通鉄道業)					細分類番号 4 2 1 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成29年4月から令和2年3月まで						
基本方針	エネルギー効率が高く、地球環境への負荷が少ない鉄道の環境優位性をさらに高め、多くのお客様に鉄道を選択・利用していただくことで運輸部門として環境負荷の抑制、地球環境保全へ繋げていく。						
計画を推進するための体制	地球環境保全関係者会議で情報を共有するとともに、所管箇所である関西支社にて具体的な取組みを推進する。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (26~28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	14,350.7 トン	14,510.7 トン	14,328.5 トン	14,295.4 トン	0.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	13,914.4 トン	12,162.8 トン	14,328.5 トン	14,295.4 トン	-2.3 パーセント	
実績に対する自己評価		京都駅にて節電への取組み(照明、空調等)を徹底したため、温室効果ガスの排出量が減少した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率
	鉄道車両	事業活動に伴う排出の量 (車両キロ×1/1000000)	11.71	11.76	11.47	11.27	-1.79 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		省エネ車両の投入により、原単位当たりの温室効果ガスの排出量が減少した。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考	
		125.0 パーセント	125.0 パーセント	125.0 パーセント	125.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29) 年度		省エネ型車両の投入				
	(30) 年度		省エネ型車両の投入				
	(31) 年度		省エネ型車両の投入				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		通勤経路申請時において、公共交通機関利用を前提とした通勤方法を指導				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		従来より実施済み				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
	合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	エネルギー効率が高く、地球環境への負荷が少ない鉄道の環境優位性をさらに高め、快適な輸送サービスの提供に努めながらひとりでも多くのお客様に鉄道を選択・利用していただくことで運輸部門として環境負荷の抑制を図り、地球環境保全へ繋げていく。						
特記事項	超過削減量は平成29年度に2,347.9トンの差引を行う。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

## 要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒530-8341 大阪府大阪市北区芝田2丁目4番24号		令和2年7月31日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長兼執行役員 長谷川一明 電話 06-6376-6030						
主たる業種	鉄道事業 細分類番号 4 2 1 1							
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ							
計画期間	平成29年4月から令和2年3月まで							
基本方針	JR西日本は、グループ会社と一体となって地球環境保護に取り組み、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。							
計画を推進するための体制	地球環境委員会(委員長:社長)及び近畿統括本部地球環境委員会(委員長:近畿統括本部長)を設置して推進する。							
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量		11,670.6トン	11,641.0トン	11,585.1トン	11,713.7トン	-0.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量		11,655.3トン	11,641.0トン	11,585.1トン	11,713.7トン	-0.1 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価		省エネ車両投入や省エネ運転、駅における照明の自動制御化など設備機器の適正な運転管理に取り組んでおり効果が出ている。今後も継続して実施する。					
	原単位の指標	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
		鉄道事業	事業活動に伴う排出の量 (営業キロ×10)	33.34	33.26	33.39	33.76	0.39 パーセント
			事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価		平成30年度は台風による大規模な計画運休が発生したため、その反動で平成30年度に比べて平成31年度の事業活動に伴う排出量が増加したと推測される。引き続き、削減に向けて省エネの各取組みを推進していく。					
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
			100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	109.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度		省エネ車両投入や機器の適正な運転管理に努めたほか、電力需給問題を機に各職場においてこまめな節電に取り組んだ。					
	(30)年度		省エネ車両投入や機器の適正な運転管理に努めたほか、電力需給問題を機に各職場においてこまめな節電に取り組んだ。					
	(31)年度		省エネ車両投入や機器の適正な運転管理に努めたほか、電力需給問題を機に各職場においてこまめな節電に取り組んだ。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		「通勤時における公共交通機関の利用促進」について、点呼等で社員に周知・徹底を図った。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		当社は鉄道事業であり、自家用自動車と比較して環境にやさしい公共交通機関(バス・鉄道)の利用促進をすることにより、微力ながら地球温暖化防止に貢献できたと考えている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン			
	合計		0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・J-WESTカードによるカーボンオフセット特典等							
特記事項	・省エネルギー車両投入を推進・設備更新時の省エネ機器の積極的な採用・上下タイキ電方式や電力貯蔵装置の活用により鉄道全体の省エネ化を推進・自然再生エネルギーの活用・オフィス、事業所等の省エネ化の推進・弊社規定「社達第12号:本社の業務及び地方機関の長の業務執行に関する規定」により、近畿統括本部長で提出 ・代表者変更 2019年12月1日 変更前 来島 達夫 変更後 長谷川 一明							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目33番8号サウスゲート新宿		平成32年7月31日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本貨物鉄道株式会社 代表取締役社長兼社長執行役員 真貝 康一 電話 03-5367-7388					
主たる業種	普通鉄道業						
事業者区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成29年4月から令和2年3月まで						
基本方針	「環境にやさしい」貨物鉄道輸送の輸送力向上を通じて、輸送単位当たりのCO <sub>2</sub> 排出量を削減						
計画を推進するための体制	省エネ法に規定されるエネルギー管理統括者(役員)、エネルギー管理企画推進者(実務)、エネルギー監理員等(実務)を設定し施策を推進						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	1,294.7トン	1,257.7トン	1,184.7トン	1,186.7トン	-6.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	1,304.5トン	1,257.7トン	1,184.7トン	1,186.7トン	-7.3 パーセント	
実績に対する自己評価		基準年度に対し、事業所区分・輸送区分とも排出量減となった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	鉄道貨物駅	事業活動に伴う排出の量 (輸送トン×1/10000)	24.18	24.04	25.43	24.55	2.04 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 (輸送トン×1/10000)					パーセント
実績に対する自己評価		基準年度に対し、輸送トンの減少が大きいため原単位は微増となった。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		71.0 パーセント	71.0 パーセント	71.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度		モーダルシフト推進に向けた営業活動及び機器の適正な取り扱い				
	(30)年度		モーダルシフト推進に向けた営業活動及び機器の適正な取り扱い				
	(31)年度		モーダルシフト推進に向けた営業活動及び機器の適正な取り扱い				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		実施予定なし				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		-				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
	地域産木材の利用によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
	合計		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	エコレールマーク事業への協賛						
特記事項							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

## 要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区東新橋1丁目9番3号	令和2年8月31日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本通運株式会社 代表取締役社長 齋藤 充 電話 03-6251-1111
--	--

主たる業種	運輸業	細分類番号	4 4 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	1. 地球規模の環境問題・都市公害の改善に努める 2. 省資源・循環型社会の構築に努める 3. 教育・啓発活動に努める						
計画を推進するための体制	本社に環境問題役員を配置、京都支店 総務、関西美術品支店 管理、関西警送支店 管理を環境保全責任課所として明確にし、従業員に環境保全の重要性を徹底する。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,808.9 トン	3,816.3 トン	3,744.3 トン	3,858.6 トン	-0.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,648.2 トン	3,609.3 トン	3,537.3 トン	3,651.2 トン	-1.3 パーセント	
実績に対する自己評価 省エネ意識は向上しており、事業所等からの排出量は減少したが、輸送車輌からの排出量増加により、全体としての排出量が増加した。							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	倉庫	事業活動に伴う排出の量 (輸送数量[t]×1/10000)	48.97	43.82	58.67	59.30	10.13 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価 原単位の数値に対して、排出量の増加の方が多くなり、結果として数値が微増となった。							
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		66.0 パーセント	66.0 パーセント	66.0 パーセント	66.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	電気使用量、事業用自動車の燃費適正管理・ノーアクションデーの設定による夜間電力の削減 ・クールビズ、ウォームビズの設定・空調の適正温度管理設定(冷房28℃、暖房20℃) ・エコドライブの指導・教育					
	(30)年度	電気使用量、事業用自動車の燃費適正管理・ノーアクションデーの設定による夜間電力の削減 ・クールビズ、ウォームビズの設定・空調の適正温度管理設定(冷房28℃、暖房20℃) ・エコドライブの指導・教育					
	(31)年度	電気使用量、事業用自動車の燃費適正管理・ノーアクションデーの設定による夜間電力の削減 ・クールビズ、ウォームビズの設定・空調の適正温度管理設定(冷房28℃、暖房20℃) ・エコドライブの指導・教育					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	よりCO2排出量の少ない「移動」にチャレンジする「smart move(スマートムーブ)～地球にやさしい移動にチャレンジ！～」キャンペーンの実施。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共交通機関での通勤を、早朝出勤者・夜間出勤者以外の交通機関以外でしか出勤不可能な者については実施した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「チャレンジ25キャンペーン」協賛						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

## 要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区芝田一丁目16番1号		令和2年 7月 27日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 杉山 健博 電話 06-6373-5039					
主たる業種	普通鉄道業 細分類番号 4 2 1 1						
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成29年4月から令和2年3月まで						
基本方針	平成26年～28年度の平均排出量を基準に、平成29年～31(令和元)年度の温室効果ガス排出量を年平均1%削減する。						
計画を推進するための体制	委員長を都市交通事業本部長とし、委員を各部の部長・副部長、並びに各部の庶務担当課長とする本部環境推進委員会を必要に応じて開催する。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	19,665.6 トン	19,353.7 トン	18,818.7 トン	18,508.4 トン	-3.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	19,583.7 トン	18,810.3 トン	18,275.3 トン	17,965.1 トン	-6.3 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	平成30年度は、新造車両を4編成導入したことで、基準年度に比べ、目標の1%以上の排出量の削減を図ることができた。なお、大規模自然災害(地震・豪雨・台風)襲来により、鉄道の運休が発生したこと、結果的に排出量の減少に繋がった。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	車両	事業活動に伴う排出の量 (鉄道走行距離car・10万km)	11.62	11.44	11.24	10.98	-3.44 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	平成30年度は、新造車両を4編成導入したことで、基準年度に比べ、目標の1%以上の排出量の削減を図ることができた。なお、大規模自然災害(地震・豪雨・台風)襲来により、鉄道の運休が発生したこと、結果的に排出量の減少に繋がった。					
	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等を実施					
	(30)年度	高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等を実施					
	(31)年度	高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等を実施					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	早朝・深夜勤務のみ自家用車による出退勤を認めるものとし、自家用車を使用する際は、台数・使用日時を管理している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	上記の通り実施できている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	摂津市駅では、太陽光発電等の省エネ設備に加え、環境オフセッターレジット(J-VER)を活用し、駅運営により排出されるCO <sub>2</sub> を実質的にゼロにしている。また、当社で実施している車庫イベントの際に、オリジナルキャラクターショーなどを媒体として使用した環境啓発の取り組みを継続して行っている。						
特記事項	・第二計画期間の超過削減量1630.1t-CO <sub>2</sub> のうち、平成31年度の排出量から543.3t-CO <sub>2</sub> を差し引いている。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长		令和2年7月28日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 広島県福山市東深津町四丁目20番1号		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 福山通運株式会社 代表取締役 小丸 成洋 電話 084-924-2000					
主たる業種	特別積み合せ貨物自動車運送事業					細分類番号 4 4 1 2	
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	福山通運グループとして車両燃料におけるCO <sub>2</sub> 排出量を年間2%削減する方針。						
計画を推進するための体制	CSR推進室が中心となって各事業所に取り組みを指示する。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (26~28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	1,719.3 トン	1,777.7 トン	1,761.4 トン	1,737.5 トン	2.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	1,666.6 トン	1,777.7 トン	1,761.4 トン	1,737.5 トン	5.5 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価		LED照明への切り替えにより電気使用量は減少したが、軽油使用量の増加によりCO <sub>2</sub> 排出量をあまり抑制できなかった。				
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率
	ラックターミナル	事業活動に伴う排出の量 (荷扱量×1/100)	25.58	26.16	26.82	27.38	4.72 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価		CO <sub>2</sub> 排出量は減少したが、荷扱量の減少割合に対してCO <sub>2</sub> 削減の効果があまり見込まれなかった。				
具体的な取組及び措置の内容	重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考
	72.0 パーセント	72.0 パーセント	72.0 パーセント	72.0 パーセント	72.0 パーセント		
	(29) 年度	・効率的な輸送・エコドライブの徹底・モーダルシフトの推進・低公害車の導入					
(30) 年度	・効率的な輸送・エコドライブの徹底・モーダルシフトの推進・低公害車の導入						
(31) 年度	・効率的な輸送・エコドライブの徹底・モーダルシフトの推進・低公害車の導入						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		許可制をとっており、許可が下りていない従業員は車での通勤を禁止している。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		自動車通勤へのある程度の抑制に繋がっている。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	地域産木材の利用によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	Fun to Shareや、京都ライトダウンキャンペーンへの参加。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长		令和2年7月8日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽戒光39番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 丸工自動車運送株式会社 代表取締役社長 木原 泰博 電話 075-681-2101					
主たる業種	運送事業者 細分類番号 4 4 1 1						
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成29年4月から令和2年3月まで						
基本方針	平成26年度から平成28年度の平均の排出量を基準に、平成31年(令和元年)度の温室ガス排出量を1%以上削減する						
計画を推進するための体制	代表取締役社長を中心に平成28年度を基準とする新たな実行計画の進捗管理を実施する						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,061.3 トン	2,139.1 トン	1,995.6 トン	1,999.5 トン	-0.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,003.3 トン	2,139.1 トン	1,995.6 トン	1,999.5 トン	2.1 パーセント	
実績に対する自己評価 H30年度よりも燃料消費量が微増するも対基準年度は減少し排出量の低減となった。しかしながら、1%以上の削減には至らなかった。							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	車両	事業活動に伴う排出の量 (走行距離 x 1/100000)	44.08	43.98	43.24	44.84	-0.14 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価 3年間の平均走行距離の減少により僅かながら減少となるも計画は未達成となる。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		110.0 パーセント	110.0 パーセント	110.0 パーセント	110.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度 アイドリングストップ等の省エネ運転、照明節電及び室内温度の適正管理						
	(30)年度 アイドリングストップ等の省エネ運転、照明節電及び室内温度の適正管理						
	(31)年度 アイドリングストップ等の省エネ運転、照明節電及び室内温度の適正管理						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	措置の予定なし					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	出退勤時間及び立地条件等、交通機関の利用に問題がある為					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「DO YOU KYOTO?」プロジェクトに参加 ライトダウンを実施 KESエコロジカルネットワークへの参加						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长	令和2年10月19日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽塔ノ本30-2	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 都タクシー株式会社 代表取締役社長 筒井 基好 電話075-671-6101

主たる業種	一般乗用旅客自動車運送業						細分類番号	4 3 2 1
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	
計画期間	平成29年4月から令和2年3月まで							
基本方針	経営理念、環境方針、環境活動報告等を通じて年間平均約2%のCO2の削減を目指す							
計画を推進するための体制	グリーン経営承認【C260001(7)】都タクシー株式会社 上鳥羽営業所							
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量	11,919.2 トン	4,632.7 トン	5,787.4 トン	5,386.0 トン	-55.8	パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量	11,127.8 トン	4,632.7 トン	5,787.4 トン	5,386.0 トン	-52.7	パーセント	
	実績に対する自己評価	営業車の低燃費車への更新						
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	輸送車両	事業活動に伴う排出の量 走行距離km/100	2.67	1.04	1.33	1.25	-54.81 パーセント	
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント	
	実績に対する自己評価	配車アプリを活用した無駄のない配車システムの運用ならびにキャッシュレス等に対応したスマートな乗降を目指す。						
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考			
	85.0 パーセント	85.0 パーセント	85.0 パーセント	85.0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	配車アプリを活用した無駄のない配車システムの構築。新型車両への置き換え						
	(30)年度	配車アプリを活用した無駄のない配車システムの構築。新型車両への置き換え						
	(31)年度	配車アプリを活用した無駄のない配車システムの構築。新型車両への置き換え						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	個々のライフスタイルに合った働き方への調整						
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	交通公共機関への意識と自覚を各々がしっかりと持つ事						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	社内分別ごみの細分化。地域清掃の実施。エコカー導入							
特記事項								

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

## 要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区中堂寺柳筍町1		令和2年6月5日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 彌榮自動車自動車株式会社 取締役社長 条田佳幸 電話 075 - 841 - 6261					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業					細分類番号 4 3 2 1	
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	彌榮自動車株式会社は「京都議定書」を生み出した京都を基盤とする旅客運送事業者として、環境保全活動に取り組み、法令等を遵守し、創業以来培う「安全」「快適」「信頼」を基本とする高品質なサービスの提供により地域に貢献し、企業活動と自然環境の調和を目指して社会的責任を果たします。						
計画を推進するための体制	取締役社長を統括環境保全管理責任者とする環境保全活動推進体制を導入し、常務取締役を統括環境保全推進責任者として本社・各営業センターおよび環境保全推進事務局で取り組みを行っている。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	9,538.9 トン	9,472.9 トン	8,838.0 トン	7,696.6 トン	-9.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	9,788.5 トン	9,472.9 トン	8,838.0 トン	7,696.6 トン	-11.4 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	事務所等排出部門においては、照明設備使用制限による節電を継続、現状維持。輸送車両排出区分においては、アイドリングストップ車両をはじめとした環境対応車両への代替を順次行うため、削減が期待できる。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	営業車両	事業活動に伴う排出の量 (実車走行距離(万km))	6.81	6.78	6.31	6.41	-4.55 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
具体的な取組及び措置の内容	実績に対する自己評価	環境対応車両の運用による燃費向上、デジタルGPS-AVMシステムの運用による効率的配車(実車走行距離の伸び)、その他エコドライブ等の取り組みを継続し、原単位の削減につなげたい。					
	重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		90.0 パーセント	90.0 パーセント	90.0 パーセント	100.0 パーセント		
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	(29)年度	アイドリングストップ車両への代替継続。エコドライブ啓発推進。節電(照明消灯・空調の適正温度設定など)					
	(30)年度	アイドリングストップ車両への代替継続。エコドライブ啓発推進。節電(照明消灯・空調の適正温度設定など)					
	(31)年度	アイドリングストップ車両への代替継続。エコドライブ啓発推進。節電(照明消灯・照明のLED化・空調の適正温度設定など)					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	措置の内容	できるだけ自家用車両での通勤を控え、公共交通機関を利用して通勤を行うよう努める。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	健康志向の高まりもあり、歩いたり自転車での通勤が定着している。					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
特記事項	営業用車両については、アイドリングストップ車両をはじめとした環境対応車両への代替を継続的に行う。また、ジャンボタクシーで使用しているハイエース(ガソリン車)を一部LPGハイブリッド車に改造し、燃費の効率化を図る。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

## 要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都中央区銀座2丁目16番10号		令和2年6月16日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) ヤマト運輸株式会社 代表取締役社長 栗栖 利藏 電話 03-3541-3411									
主たる業種	一般貨物自動車運送事業  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>細分類番号</td><td>4</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>						細分類番号	4	4	1	1
細分類番号	4	4	1	1							
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ										
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで										
基本方針	平成28年度を基準に、平成31年度温室効果ガス排出量を2%削減させる。										
計画を推進するための体制	京都主管支店・安全推進課が中心となり、進捗状況と実績を確認管理する。										
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率				
	事業活動に伴う排出の量	5,686.6トン	5,411.9トン	5,109.9トン	5,080.6トン	-8.5 パーセント					
	評価の対象となる排出の量	5,387.9トン	5,411.9トン	5,109.9トン	5,080.6トン	-3.5 パーセント					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価		経年車両の入替えや、クールビズに伴う温度管理等により、前年を下回ることができた。								
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率				
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (走行距離×1/100)	98.28	102.83	99.01	87.81	-1.76 パーセント				
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント				
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価		京都市の中心部の集配手段を、車両から自転車や台車へと変更した結果が表れてきた。								
	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考						
46.0 パーセント	46.0 パーセント	66.0 パーセント	66.0 パーセント								
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度		低公害車両への入替え及びエコドライブの推進。								
	(30)年度		駐禁対策等を考え、可能な地域を車両から自転車や台車集配へと変更。								
	(31)年度		前年度に引き続き、集配手段の変更を実施。								
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		省エネ推進委員会において、ノーマイカーデーの提案を行い、自転車や公共交通機関による通勤を推奨した。								
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		京都市内では、一定の効果が見られた。								
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考					
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン						
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン						
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン						
	合計		0.0トン	0.0トン	0.0トン						
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都主管支店において、小学校からの社会見学を受入れ、その中で環境教室を開催した。										
特記事項											

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长	令和2年10月 6日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
京都市山科区西野離宮町36番地の4	洛東タクシー株式会社 代表取締役 杉崎 則夫 電話075-581-1138

主たる業種	一般乗用旅客自動車運送業						細分類番号	4 3 2 1
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで							
基本方針	エコドライブの推進、エネルギー消費効率の改善に努め、排出量削減を目指す。							
計画を推進するための体制	事業統括部長を責任者とした対策本部により実施計画の策定及び推捲管理を行う。							
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,367.8 トン	2,056.7 トン	1,779.1 トン	1,591.8 トン	-23.6	バーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,553.3 トン	2,056.7 トン	1,779.1 トン	1,591.8 トン	-29.1	バーセント	
実績に対する自己評価		燃料消費量が減ってきてている。新型車両導入効果も少しずつ出ている。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	営業車両	事業活動に伴う排出の量 (走行距離/10000)	2.99	2.77	2.61	2.57	-11.37	バーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )						バーセント
実績に対する自己評価		乗務員減少、低能率者への指導等で走行距離が減少している。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
		40.0 パーセント	42.0 パーセント	42.0 パーセント	42.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度		営業車の適正な運行管理に努めた。積極的に新型車両を導入した。					
	(30)年度		営業車の適正な運行管理に努めた。					
	(31)年度		営業車の適正な運行管理に努めた。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		中短距離通勤者の歩行、自転車通勤の推奨。 員用駐車スペースの縮小。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		一定数以上の車通勤者が減りづらいが引き続き啓発に努めたい。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動								
特記事項								

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

## 要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区西九条森本町65番地	令和2年 6月 2日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 洛陽交運株式会社 取締役社長 条田 昌宏 電話075-691-8104
--	---

主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業						細分類番号	4 3 2 1
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで							
基本方針	平成26年度から平成28年度の平均の排出量を基準に平成31年度の温室効果ガス排出量を1.0%以上削減する。							
計画を推進するための体制	社長を統括環境保全管理者とする環境保全活動推進部を設置し、環境保全に向けた実施計画を推進する。							
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量	3,821.6 トン	3,644.9 トン	3,307.8 トン	2,958.9 トン	-13.6 パーセント		
	評価の対象となる排出の量	3,988.1 トン	3,644.9 トン	3,307.8 トン	2,958.9 トン	-17.2 パーセント		
実績に対する自己評価		乗務員減少に伴い、消費燃料数が減った為、排出量が減った						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率	
	営業車	事業活動に伴う排出の量 (走行キロ ÷ 10,000)	3.07	3.22	3.17	3.03	2.28 パーセント	
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント	
実績に対する自己評価		従業員全員によるエコドライブ意識で現状維持						
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考	
	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29) 年度		現状の体制を維持しつつ、全従業員へのエコドライブ意識の向上をめざす					
	(30) 年度		現状の体制を維持しつつ、低燃費、低公害の車両の導入を進める					
	(31) 年度		現状の体制を維持しつつ、低燃費、低公害の車両の導入を進める					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		自動車通勤上限6千円、電車バス通勤上限1万5千円、徒歩、自転車は不支給だった通勤手当を、電車バス通勤上限1万5千円、その他は距離に応じ、上限6千円に変更した。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		自動車通勤から電車バス、及び自転車通勤に数名変更した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン			
	合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動								
特記事項								

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。